

全建事発第 014 号

令和 7 年 4 月 18 日

各都府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専 務 理 事 山 崎 篤 男

〔 公 印 省 略 〕

公共工事の入札及び契約の適正化並びに
円滑な施工確保に向けた取組について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、国土交通省より、公共工事の入札及び契約適正化並びに円滑な施工確保に向け、対策の更なる充実を図るため、「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（別添 1 及び別添 2）のとおり通知した旨の連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別紙 国土交通省通知文

別添 1 【各省各庁等宛て要請通知一式】

公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について

別添 2 【地方公共団体宛て要請通知一式】

公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 6 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保
に向けた取組について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、昨年 1 2 月に公表した、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）等に基づく入札・契約手続に関する実態調査の令和 6 年度の結果も踏まえ、公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向け、対策の更なる充実を図るよう、別添 1 及び別添 2 のとおり通知しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。